

南シナ海の安全保障と戦略環境（二・完）

浦野起央

二 南シナ海の領土支配

一 中国の領土

中国は、中華思想の一統システムのもとに南海地域を歴史的に中国領土としており、それは、「古来、自国領土」という表現にみるように、中華思想の領土観念にある。それは、超安定システム下の中国文明の生命力Ⅱ黄帝以来の国家の連続性Ⅱ諸子百家の文化的優越が漢民族の生存を支えるという思想で、中華世界は、中央と周辺の狄夷とからなる、それは、以下の四層構造、つまり、中原の統治―異民族の羈縻（きび）政策／彼ら同士の牽制による組み込み（正州Ⅱ本土化）―朝貢国（藩部の冊封体制）―以上の王化思想にない狄夷の制圧という図式で、認識される。その限りにおいて、その版図は天下の一部であって、実効的支配地域としての版図が区切られた支配空間とされ、これをもつ

て現実の物理的境界が明確にされ、ここに領土支配が成立し、管轄線の境界が設定され、歴史や統治の実績がかかる版図の根拠を形成し、軍事力の支配をもってその版図が維持され、それはその能力によって変動することになる。

それが領土問題として提起されたのは、一九三三年フランスが南沙群島の九つの島嶼に侵攻したからであった。一九三五年中国は、水陸地図審査委員会が一九三五年四月出版の『中國南海島嶼圖』で、最南端を北緯四度する南海諸島の主権を宣言した。

その南沙群島は、一九四六年八月広東政府が東沙・西沙・南沙群島を接收し、一二月までに旧日本領土の南海諸島を接收した。一九四七年一月内政部は東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の四つからなる南海諸島の名称を公表することで、南海諸島に対する主権を行使し、「南海諸島の最南端は曾母灘である」と広東省政府は確認した。それを一九四九年六月新中国は、海南特別行政区とした。同年九月永興島の中国軍は台湾へ引き揚げ、一九五〇年五月中国人民解放軍が永興島に上陸した、日本は、サンフランシスコ対日平和条約及び日華平和条約で、新南群島及び西沙群島の支配権を喪失した。そこでは、現状復帰の原則が適用されつつも、中国領土とは決定されていない。

フランスは、パラセル（西沙）群島はベトナム領土であるとしており、一九四六年一〇月パラセル群島イツアバ（長島）を占領した。これは、同四六年九月南沙群島・西沙群島への中国軍駐留に抗議したもので、翌四七年四月パラセル群島パスツル（珊瑚）島を占領した。一二月中国軍は長島（大平島）を回復した。

その経過は、以下の通りである。

一九四五年 一二月 中国、西沙群島林島接收。

一九四六年 八月 中国広東政府、東沙・西沙・南沙群島接收、九月中国軍、進駐。

一〇月 フランス、パラセル群島占領。

一九四七年 一月 中国内政部、東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の南海諸島名称公表。

一月 フランス、西沙群島への中国軍駐留に抗議、パラセル群島パスツル島占領。

一二月 中国、長島を大平島と改称。

一九四九年 六月 新中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区編入。

一九五一年 八月 周恩来中国外交部長、西沙群島、南威島のある南沙群島及び中沙群島、東沙群島はすべて中国領土と表明。

九月 サンフランシスコ対日平和条約調印。

一九五二年 四月 日華平和条約調印。

一九五六年 五月 中国、南海諸島主権確認。

一九五八年 九月 中国、一二海里主権の領海声明で南海諸島の領有権確認。

一九七六年 二月 中国、西沙群島に海軍基地建設。

一九七九年 八月 中国、西沙群島を飛行禁止区域に設定。

一九八〇年 一二月 中国文書「南沙・西沙諸島の中国領土の文献的研究」。

南海諸島の中国領土確認は、一九四七年四月内政部と国防部・外交部・海軍総司令部など関係部門が領土を線をもって画定する作業に着手し、そこでは、以下の三点が確認された。(1)南海領土は曾母灘を最南端とし、この原則は抗戦前と変わらない。(2)西沙・南沙群島の主権を公布し、海軍は島嶼への進駐に入る。(3)住民の保護は広東政府が保

持する。かくて、一二月中華民国内政部地域局が「南海諸島新旧名称対照表」及び「南海諸島位置圖」を公布し、南海諸島領土は一段のU字線をもって図示された。そして、一九五三年以後、それは、新中国地図では、一段線が八段線と言ひ替えられ、二〇〇一年以降、南海の九つの破線は断続線として、以下の法的解釈がなされた。¹⁾

第一・それは島嶼帰属の線とする。線内の島嶼及び周辺地域は中国に属し、中国はこれを管轄し、統制する。

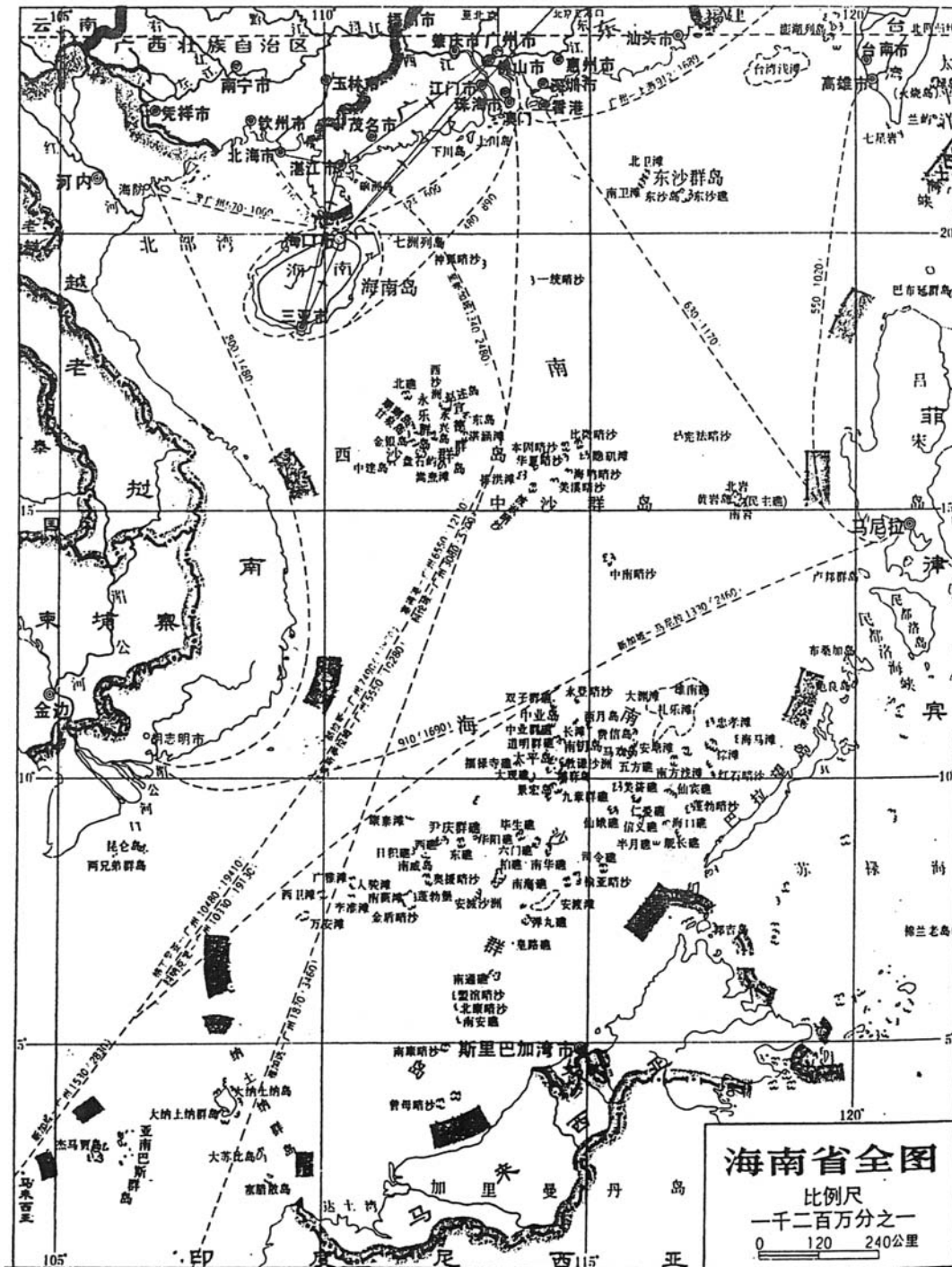
第二・それは歴史的な権利の範囲とする。線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国領土で、内水以外の海域は排他的経済水域及び大陸棚である。海域は、法的には、排他的経済水域に相当し、他国による航行、上空通過、海底ケーブル及びパイプライン敷設の三つの活動の自由は確保される。

第三・それは歴史的な水域線とする。中国は、線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国に属するのみならず、線内のすべての海域は中国の歴史的な水域で、当該水域においては、外国船は許可なしに航行し通過できない。

第四・それは伝統的な疆界線（国境線）である。すなわち、線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国に属し、線外の区域は公海又は他国に属する。この線は、断続した国境線を示しており、したがって線内は中国領、線外は隣国領あるいは公海となる。よって、この線は、中国と隣国の中間線、あるいは境界を表示している。

中国の学者は、九段線の法的地位に対する認識は完全に整合しており、その認識は決して一致しているわけではない。九段線は中国の歴史的発展のなかで形成され、近代以来の中国人民の認識を反映したもので、U字線は断絶国境線である、としている。そして、断続線による中国の南シナ海における権利は、五〇年前、国連海洋法条約の成立前に形成され、公認されてきたもので、新しい海洋法制度の確立は、一国の伝統的権利を否定できるものではない。国連海洋法条約は、排他的経済地帯及び大陸棚の海洋に関する権益に対する主張又は歴史的権利を否定すること

図2 南海諸島U字図



(出所) 中国地图出版社編制『海南省地图』北京、中国地图出版社、1988年。
 (注) この南海地図はU字図をそのまま継承したもので、断続線図であり、
 ■で囲まれところがU字図を形成する。

表3 中国が占有している南沙群島の主要島嶼・珊瑚礁

中国名	ヨーロッパ語名	備考
渚碧岩	スピ・リーフ	
南薫礁	ガベン・リーフス	1892年軍隊駐留
赤爪礁	ジョンソン・リーフ	1988年3月軍事視察施設設置
永暑礁	フィレー・クロス・リーフ	1987年11月海洋施設建設着手
東門礁	フーカス・リーフ	
華陽礁	クアールテロン・リーフス	
美濟礁	ミスチーフ・リーフ	1995年2月軍事施設の存在確認
五方礁	ジャクソン・アトール	1995年3月フィリピン軍上陸、施設・標識破壊
仁愛礁	セカンド・トーマス・ショール	
信義礁	ファースト・トーマス・ショール	
仙娥礁	アリシア・アンイー・リーフ	
半月礁	ハーフ・ムーン・ショール	1995年3月フィリピン軍上陸、施設・標識破壊

はできない。

以上の理解は、台湾も支持している。^③ 但し、研究者の間では、その九条断絶線をめぐり議論が提起された。^④

二・台湾の領土

国民政府が日本から継承した南海諸島は、新中国に移管された。他方、台湾は、一九五五年六月南沙群島の主権を主張し、翌五六年六月フィリピンが空白に乗じて占拠していた大平島に軍事進駐し、南沙諸島を実効的に支配した。ここでは、中国と台湾の交戦は起きていない。一九九五年以降、中国と台湾は気象研究を共同して実施している。^⑤

一九九二年一二月台湾の南海政策綱領は、「南海の歴史的水域境界海域はわが国の管轄海域である」としており、海域巡視整備の建設、係争問題の平和的解決などを図るとある。その海域は、一九四七年のU段線で構成される。但し、台湾の南沙群島の支配は、大平島に限定されており、大平島は高尾市棋津区中興里で、高尾港から一六〇〇キロメートルの位置にある。^⑥

二〇〇六年一月蔡明憲台湾国防部長は、台湾から二〇〇〇キロメートルしかない大平島の飛行場建設は、台湾海峡における縦深選択の拡大で

ある、と発言した。^⑥ かくて、南海政策綱領に従い、太平島の滑走路は二〇〇七年十二月竣工され、翌〇八年一月台湾空軍のC-130輸送機が着陸し、同日台湾に帰還した。二〇〇八年二月陳水扁総統は、大平島を訪問し、南シナ海における行動指針となる、以下の四点南沙提案を行った。^⑦

- 一・ ASEAN各行動宣言の精神及び原則を受け入れる。
- 二・ 南シナ海の開発は、環境生態の保持・育成を優先する。
- 三・ 国際的な生態学者及び環境保護団体を招請して、定期的に東沙環礁・太平島・中洲礁の研究・調査を行う。
- 四・ 微妙な主権問題で南シナ海地域協力の疎外が生じることを回避し、民間団体として南海研究中心を設置し、定期的に国際シンポジウムを開催し、トラック二による接触を深める。

台湾政府の対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

- | | | |
|-------|-----|------------------------------|
| 一九五五年 | 六月 | 南沙群島の主権確認。 |
| 一九五六年 | 六月 | 大平島の実効的支配。 |
| 一九五七年 | 五月 | 米国、南沙群島の三島上陸、台湾の同意でレーダー基地建設。 |
| 一九六〇年 | 一〇月 | 大平島に氣象台建設。 |
| 一九六一年 | 七月 | 西沙群島の主権声明。 |
| 一九九二年 | 一二月 | 南海政策綱領作成。 |
| 二〇〇〇年 | 一月 | 海巡署設立、大平島管轄。 |
| 二〇〇八年 | 二月 | 四点南沙提案。 |

三・ベトナムの領土

ベトナムは、南海諸島を自国領土としている。それは、伝統王国ベトナムの歴史的な往来、生活圏にあり、南ベトナムはこの事実をフランス統治の継承として確認しており、南ベトナムの解放で北ベトナムが南海の南ベトナム占有地域を占領した。統一ベトナムがこの支配を継承し、一九七七年三月チュオンサ（南沙）群島をドンナイ省に編入した。これに対し、中国は、ベトナムの支配を認めておらず、一九七四年西沙交戦事件となった。

一七七六年の黍貴惇『撫邊雜録』に記述されているホアンサ及びチュオンサの地理、資源、及び阮氏による両群島の開発の様子から、つまり、外国船が嵐に遭遇すると、広義府平山県安永村に近い岩礁に立ち寄り、その救済に七〇名男子の黄沙隊が赴く一方、黄沙隊はタイマイ、海龜などの海産物を管理したことなどを通じて、南海はもともとベトナムの生活と支配の域にあったとしている。

また、一八三六年の『大南寔録』には、その第五二巻に、嘉隆帝が、「一八一六年に、水軍と黄沙隊を派遣し、船で黄沙を渡って水路を調査した」、また第一五四巻に、「一八三五年夏「広義に属する黄沙に神祠を建てて」」などの記述がある。

フランスはインドシナに進出し、一八八七年六月フランス・中国国境画定協定は、海中島嶼は中国領と確認されたが、フランスは、一九三三年七月スプラトリー諸島を占領し、その旨、告示した。そして、一〇月サイゴン植民地議会は、この南沙群島をコーチシナ（南圻）に組み込み、二月バリア省に行政編入した。

さらに、フランスは、これら南沙・西沙群島が日本の統治となつて以後、日本の敗戦で、一九四五年一〇月南沙群島に軍事上陸を果たしたが、それは、戦前におけるフランス・インドシナ支配の回復としてであった。一九四七年一

月フランス軍・ベトナム軍は西沙群島林島（ウッディ島）に上陸し、中国軍を撃退した。このフランス統治は、一九五六年に南ベトナムに引き継がれ、南ベトナム承認による燐酸塩の生産活動も始まり、一九六三年五月南ベトナムはチュオンサ群島六島嶼に主権碑を建立し、ホアンサ群島の統治は文民統治から軍人支配は移行した、そして、一九七〇年代に移り、石油資源の開発が主題となった。⁽⁸⁾

こうした南ベトナム政府の対外文件及び関連事項は、以下の通りであった。

一九五七年 一月 西沙群島で中国漁船に発砲事件。

一九七〇年 一月 石油探査法制定。

一九七二年 一月 五〇海里漁業水域決定。

一九七三年 七月 メコン・デルタ沖合區で第一次国際入札、一九七五年五月第二次入札。

七月 南ベトナム軍、チュオンサ群島ナムイエット島（鴻麻島）占領、九月本土フォクツイ省に編入。

一九七四年 一月 ホアンサ群島で南ベトナムが中国漁船の妨害工作でホアンサ群島の防衛宣言。

一月 西沙群島交戦事件、中国軍による制圧で自衛発動、南ベトナムは主権侵害と主張。

二月 南海諸島の主権声明。

五月 領海法公布、一二海里適用。

六月 大陸棚覚書作成。

八月～九月 米系石油会社シテイ・サービス、メコン流域で掘削着手。

一九七五年 二月 チュオンサ群島にヘリコプター基地建設。
一九七四年六月の南ベトナム大陸棚覚書は、五月の一二海里適用を受けて、「ベトナム共和国の大陸棚に立ち入る他のいずれの国の認めたいかなる特権も無効である」とした。

ベトナム本土では、ベトナム内戦が最終局面に移りつつあり、一九七四年五月南ベトナムは領海一二海里宣言を發したのに、南ベトナム臨時革命政府は直ちに無効声明を發し、九月の石油開發の着手に対しても、臨時革命政府は無効声明を發した。一九七五年四月サイゴンの解放でベトナム人民解放軍がチュオンサ群島に上陸した。六月南ベトナムはハノイ時間へ移行し、八月臨時革命政府は、米系石油会社と南ベトナム・サイゴン政權の取決め無効を宣言し、同社との交渉に入り、一二月同社は開發再開と發表した。

この新局面におけるベトナム統一政府の對外措置及び関連事項は、以下の通りであった。

一九七五年 四月八日 グアンドイ・ニャンザン、「ホアンサ・チュオンサ群島の地図」掲載。

一九七六年 一月 トン・ドク・タン・ベトナム大統領、ベトナムの陸・海・空國境防衛を強調。

三月 チュオンサ群島をドンナイ省編入。

一九七七年 五月 領海・接続水域・排他的經濟水域・大陸棚に関する声明。

六月 ホアンサ群島で軍事演習。

一九七九年 二月 「ホアンサ・チュオンサ群島の主權ベトナム覚書」。

九月 外交白書「チュオンサ・ホアンサ群島のベトナム主權白書」、一九八〇年一月中国、拒否、
二月ベトナム、反論

一九八〇年 一月 ベトナム海域の外国船規制令公布。

一九八二年 一月 領海基線に関する声明。

一九八四年 六月 領空に関する閣僚会議規則制定。

一九七九年九月のベトナム外交白書「チュオンサ・ホアンサ群島のベトナム主権白書」は、以下の指摘がある。

「ホアンサとチュオンサは、ベトナムの東方にある、主に珊瑚礁と砂洲からなる二つの群島で、以前は、黄沙、大長沙、又は萬里長沙と総称されていた。両群島の島嶼は、みな、非常に小さいが、戦略的価値と経済的重要性は極めて大きい。

ホアンサ群島は、北部碗の湾口の外に位置し、ダナンから一二〇海里である。……

チュオンサ群島は、東海の南に拡がって、カムラン湾から二五〇海里のところにある。……

古来、チュオンサ群島及びホアンサ群島は、ベトナムの領土であった。各王朝を通じ、以前のベトナム封建国家が、歴史上はじめて、国家として両群島を占有し、主権を行使し、開発を行ってきたところで、これら両群島は、それより以前は、いかなる国の行政区画にも入っていないかった。したがって、この占有は事実であり、国際法及び国際慣行に合致したものである。ベトナムの各政権は、これら群島を大陸部諸省に属する行政管轄のもとにおいてきた。……ベトナム人民は、自らの両群島に対する主権を証明するのに十分な法的根拠、歴史的根拠、及び事実を有している。欧米の航海者、地理家、宣教師も、何世紀も前から、この事実を認めてきた。」
一九八二年八月ベトナムの基線声明は、付図をもって明確に示した。そこでは、南海基線は、一九七七年五月の領海宣言に従うとしている。

表4 ベトナムが占有している主な島嶼・珊瑚礁

ベトナム名	中国名	ヨーロッパ語名	備考
ダオ・ソング・ツ・テイ	南子島	サウス・ウェスト・ケイ	
シン・トン・コング	奈羅礁	サウス・リーフ	
	安達礁	エルダド・リーフ	
ダオ・ロン	大現礁	ディスカバリー・グレート・リーフ	
ダ・ノー	小現礁	ディスカバリー・スモール・リーフ	
コ・リン	鬼喊礁	コリンズ・リーフ	
ダ・ラト	日積礁	ラッド・リーフ	
バオ・シア・トン	景宏島	シン・コウン島	
ティエン・ヌー	無礁	テネント・リーフ	
ダオ・ファン・ビン	畢生礁	ピアーン・リーフ	
ダイ・トク・タン	六門礁	アリソン・リーフ	
ダ・ドン	東礁	イースト・ロンドン・リーフ	
ヌイ・タイ	舶蘭礁	ペトレイ・ケイ	
ベイ・サオ・ビン	蓬勃堡	ボンベイ・ショール	
ダオ・トロング・サ	南威島	スプラトリー島	
ダオ・アン・バン	安波沙洲	アムボイ・ケイ	1984年6月仮説滑走路建設、1995年灯台建設
バイ・ト・チン	萬安灘	バングアード・バンク	
	立威堡	ロンドン・セントラル・リーフ	
ダ・ヌイ・レイ	南華礁	コルンウァールス・サウス・リーフ	
ダオ・ティ	西礁	ウェスト・ロンドン・リーフ	
ダオ・トラングサ・ドン	中礁	セントラル・リーフ	
	康樂礁	カムンジャリス・リーフ	
	泛愛暗沙	ファンシー・ウオェック・ショール	
ダオ・ソン・カ	敦謙沙洲	サンデー・ケイ	
ビンニューエン	費信島	ワラツ島	1977年4月飛行場建設

(注) ベトナム名の空欄は、中国名からは確認できない。

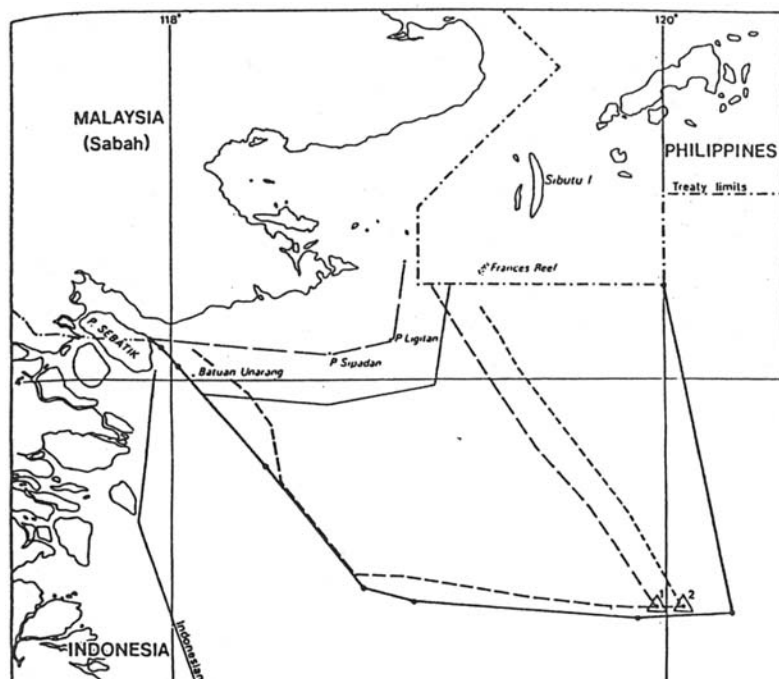
四・マレーシアの領土

マレーシアは、一九七四年一〇月スプラトリー群島ツルシブ・ラヤンラヤン（弾丸礁）占領し、一九七六年以降、スプラトリー群島での石油探査に着手し、一九七六年九月中国領海とマレーシアの石油・ガス鉞区が重複していることを認めた。一九七九年一二月ツルシブ・ラクサマナ（司令礁）などツルシブ（南沙）群島を掲載したマレーシア地図が刊行された。⁽⁷⁾ そして一九七九年以降、スプラトリー群島一二島嶼の主権を主張しており、その実効的管理に入っている。フィリピンは、これを拒否している。そのマレーシア支配は、一九九一年五月ツルシブ・ラヤンラヤンでのリゾート・ホテルの完成で、観光による国際認知が進められ、これとともに漁業開発とともに石油開発が着手されている。⁽¹⁰⁾

マレーシア地図で判明した、南海において他国領土と対立している島嶼は、以下の通りであった。

マレーシアの対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

図3 マレーシアの主張するセレベス海域境界



(出所) J. R.V. Prescott, *The Maritime Political Boundaries of the World*, London: Methuen, 1986.

(注) ——はマレーシアの主張する領海基線で、- - -が領海基線となっている。- · -はマレーシアの主張する大陸棚の範囲で、·····は中間線を示している。△2はツルシブ・タヤンラヤンである。

表5 マレーシア地図に表記のツルンブ群島

対立島嶼	マレー語名	ヨーロッパ語名	中国名
中国及びフィリピンとの対立島嶼	ツルンブ・ラクサマナ ツルンブ・モンタナニ ツルンブ・ベニンジャウ ツルンブ・ウビ	コマンドル・リーフ マレープレス・リーフ インペスティゲーター・リーフ アルダシール・リーフ	司令礁 南海礁 榆垂礁 光星仔礁
中国及びベトナムとの対立島嶼	ツルンブ・ラヤ ツルンブ・ペナフ ツルンブ・ラヤンラヤン ツルンブ・セマング・バクトベサル	ダルカス・リーフ バルケ・カナダ・リーフ スワロー・リーフ ロイヤル・カルトツテ・リーフ	光星礁 柏礁 弾丸礁 皇路礁
中国及びブルネイとの対立島嶼	ツルンブ・セラマン・バラトケシル	エユサ・リーフ	南通礁
中国との対立島嶼		グラスゴー・ショール グロスターブレ・カース ノース・イースト・ショール	南樂暗沙 破浪礁 校尉暗沙

(注) アルダスター・バンク (安波礁)、えりか・リーフ (簸真礁) ハマレーシアふぁ占有しているも、状況は不明である。

一九九二年	五月	マレーシア国王、ツルシブ・ラヤンラヤン訪問、一九九三年観光地化
一九九一年	五月	ツルシブ・ラヤンラヤンにリゾート施設建設。
一九八八年	四月	マレーシア領でフィリピン漁船拿捕。
一九八四年	一二月	排他的経済水域法公布。
一九八〇年	四月	排他的経済地帯の声明。
一九七九年	一月	スプラトリー群島一二島嶼の主権を主張。
一九七七年	一〇月	ツルシブ群島で油田調査。
一九七四年	一〇月	ツルシブ群島ツルシブ・ラヤン (弾丸礁) 占領、一九七九年一二月マレーシア地図に明記、一九八〇年四月海軍監視所設置。
一九六九年	一〇月	インドネシア・マレーシア大陸棚協定調印。
一九六六年	七月	大陸棚法制定。

一九九九年 六月 フィリピン、南沙群島でのマレーシアの建設工事に抗議、マレーシア、拒否。

マレーシアは、一九六六年大陸棚法で、南沙群島の八万平方キロの地域、サウスルコニシア・シヨール（南康暗沙）、ヘラルド・リーフ（海寧礁）、ノースルコニシア・シヨール（北康暗沙）、ジェームス・シヨール（曾母暗沙）がマレーシア開発区に入った。一九七〇年にサウスルコニシア・シヨールとノースルコニシア・シヨールで資源調査が着手され、翌七一年三月ヘラルド・リーフとリットモンド・リーフ（潭門礁）で資源探査に入り、さらに一九七二年にムーディ・リーフ（康西暗沙）で、一九七三年にフレンドシップ・シヨール（盟誼暗沙）で資源調査を進めた。この資源調査は一九七五年一〇月までにジェームス・シヨールでも成功し、これとともに一九七四年一〇月以降、ツルンブ・ラヤンラヤンの占領となった。

一九八〇年四月マレーシアは、排他的経済地帯の声明で、漁業資源に対する排他的権利の享受を確認し、一九八四年一二月排他的経済水域法で、石油開発の遂行及びその責任とともに、排他的経済地帯における防衛責任の行使を明記した。

マレーシアにとって大きな問題は、マレー半島とサバ・サラワクとが南シナ海を介して領土の分離を来していることであり、また南沙群島及びインドネシアと領海を接していることであり、マレー住民は、南海の周辺地帯を生活圏としている。そこで、マレーシアはインドネシアとの大陸棚交渉に成功し、インドネシアの群島理論の施行で、一九八二年二月南シナ海におけるインドネシアの領海・領空においてマレーシア人に対し伝統的に通航と通信の権利を認めるとした領海・領空協定が成立し、そこでは、南海を「平和・中立の海」(SOPAN)と改めるべきと合意され、インドネシアは、マレーシアのコモドア支配を支持している。

このマレーシアのインドネシアと共同利用空間の維持の精神は、インドネシアがドーナツ・フォミュラのモデルをASEAN非公式協議で提案した文脈にあり、マレーシアは、これに対応して「平和・中立の海」を提唱している。

五. 先占の論理——フィリピンの領土

フィリピンは、その防衛空間戦略から、一九四八年先占の論理を貫徹すべくスプラトリー群島イツアバ島（大平島）にフィリピン海洋研究所長トマス・クロマが個人的に上陸し、政府はその移民計画を認めた。そして、さらに、一九五六年三月スプラトリー群島をカラヤーン群島の発見として確認し、五月フリーダム・ランドの存在が宣言された。しかし、そこは、大平島で、台湾が支配を回復しており、先占の論理をもってするその支配は成立していない。

フィリピンは、ベトナム戦争による混乱で、さらに、その占領を拡大し、その支配を既成事実と化した。その強行占領は、一九七三年一月歴史的領土といいかえられるも、かかる事実はない。そこで、一九七八年六月カラヤーン群島主権宣言が発せられ、この自称カラヤーン群島の要衝パラワン島では、飛行場建設が進められ、パラワン島の防衛態勢が強化された。

そのカラヤーン群島の支配は、フィリピンの大陸棚及び経済的排他地帯の適用にあつて、問題はないというのが、フィリピンの立場である。¹¹

フィリピンの対外措置及び関連事項は、以下の通りである。

一九四六年 七月 スプラトリー群島を国防範囲に編入。

一九四八年 フィリピン海洋研究所長トマス・クロマ、南沙群島イツアバ島（大平島）探険。

一九四九年 四月 南沙群島移民計画を検討、海軍将校のイツアバ派遣を決議、これに対し、中国は、フィリピ

ンに南沙群島は中国領土と通告。

一九五〇年 五月一七日 キリノ・フィリピン大統領、南沙群島占領を検討中と発言、中国が抗議。

一九五五年 一〇月 群島水域論を展開。

一九五六年 三月 クロマ、南沙諸島探険、パラワン沖の無人島をカラヤーン群島と命名、五月領有宣言。

七月 クロマ、スプラトリー群島チツ島を首都にフリーダム・ランド樹立。

一九七二年 四月 カラヤーン群島をパラワン省編入、一九七八年六月正式宣言。

一九七三年 一月 フィリピン歴史水域として確認。

一九七六年 三月 七つの島嶼占領公表、リード・バンクで石油探査、一九七九年二月生産開始。

一九七八年 六月 カラヤーン群島主権宣言、及び二〇〇海里経済水域宣言。

一九五五年三月フィリピンは、南海諸島の囲い込みの過程で、群島水域論を提起した。その群島水域概念は、国際法上、最初の提起であり、その国際連合あて口上書は、次のように言及された。

「フィリピン群島に属する相異なる諸島間及び諸島を結ぶすべての水域は、その幅員又は範囲のいかんにかかわらず、フィリピンの排他的主権に従うフィリピン陸地領土の必要な付属物であつて、フィリピンの国家水域又は内水として不可分の一部を構成する。その他の水域は、すべて、一八九八年二月一〇日パリ条約、一九〇〇年一月七日米国・スペイン・ワシントン条約、一九三〇年一月二日英国・米国条約、及び一九三二年七月六日英国・米国条約、並びにフィリピン連邦法第六節において再確認された線内に含まれる。」

以上の宣言は、当時、フィリピンのスプラトリー群島の一部併合とは直接関係はなかったが、その論理はのちパラ

ワン州へのカラヤーン群島の併合において、国際法的適用の基礎とされた。

翌五六年三月クロマは、イツアバ（大平島）に上陸し、四月同地はフリーダム・ランドに属すると宣言し、五月クロマは、カルロス・ガルシア・フィリピン外相あて書簡で、このカラヤーン諸島に対する先占による合法的な領有につき確認し通告した。ガルシアは、同島は無主地であると認め、領有支持を表明した。五月台湾は、この島嶼は中華民国領土であると抗議声明を發し、六月台湾はイツアバに立威部隊を派遣して、同島を占領した。再び六月クロマが同島に上陸し、中華民国旗を持ち去り、七月チツ島（中業島）にフリーダム政府の首都を設立したことで、七月台湾は威遠部隊を派遣し、支配するところとなり、一〇月台湾軍はクロマ船を臨検した。以来、台湾は、大平島を実効的に支配している。

一方、フィリピン本土のパラワン島の基地が強化され、一九七八年三月フィリピン軍は、南沙群島の太平島周辺の七つの島嶼を占領し、翌七九年二月マルコス・フィリピン大統領はカラヤーン群島主権宣言を發し、この島嶼をパラワン州に併合して、これに従う二〇〇海里経済水域宣言を發した。その宣言は、「フィリピン領土管轄の一部であることに宣言及び行政管理規定」と題されており、以下の通りである。

「以下の範囲に位置する南シナ海の一部島嶼及び砂州は、その近接性のゆえに、フィリピンの安全保障上及び経済上の生存にとって極めて重要であるにより、

カラヤーン群島は、

北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の地点から南に北緯七度四〇分の緯度線に沿って、東経一一二度一〇分の経度線との交差点までを結び、……そこから南東方面へ北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の起点までを結ぶ範

囲にあつて、

前記の区域の多くがフィリピンの大陸棚の一部であるが故に、

これら区域は、法律上、いかなる国家にも属さないばかりか、歴史的根拠、不可分の必要性、及び国際法に従つて確立された実効的な占領及び支配によつて、今やフィリピンの主権下にあつて、それに属すると見做され、

他国は、この区域の一部領有権を主張しているが、これら主張は、放置により効力を失い、法的、歴史的、及び公正な根拠に基づくフィリピンの主張を覆すことはできないが故に、……

第一条 海底、底土、大陸棚限界、及び上空を含む、以下の境界内の地域は、フィリピンの主権下にあり、それに属するものとする。

北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の地点……のこの区域は、ここに、パラワン省の別個に分立した地方自治体として設置され、「カラヤーン」として知られる。

第二条 通常の定例選挙に先だち、及び第一〇八一号布告に定める非常時の期間を通じ、及び法律により事前に定められない限り、この区域の行政及び支配は、国防相又は大統領が任命した文民政府、又はフィリピン国軍の同等の高官に付与されるものとする。……」

したがつて、このカラヤーン群島地域は現在、フィリピンの実効的支配にある。

六・分割支配と対立

南ベトナムの南海進出で、一九五七年以降、ホアンサ（西沙）群島で、南ベトナムによる中国漁船の拿捕が続いた。一九七四年一月中国軍と南ベトナム軍による西沙群島での交戦事件となった。南ベトナムは、先占と歴史性を根拠と

表6 フィリピンが占有している南沙群島の主な島嶼・珊瑚礁

ヨーロッパ語名	中国名	備考
ノース・イースト・ケイ フラット島 ナンサン島 チツ島 ロアイタ島 ロード・バンク	北子島 費信島 馬欽島 中業島 南輪島 礼樂灘	1974年3月灯台設置 1996年1月スウェーデン財団と探査秘密協定調印
ラム・ケイアム・ケイ ウェスト・ヨーク島	楊信沙洲 西月島	

(注) フィリピンが占有していたコモド・リーフ(司令礁)は、1980年11月マレーシアが占領した。

して、その主権支配を確認し、その南海支配は、北ベトナムの支配の継承を経て統一ベトナムへ移った。これに対し中国は一九七七年六月、ベトナムが一九七五年の統一ベトナム以前における立場に戻るよう要求し、七月中国のベトナム援助は停止され、一九七九年二月中越戦争となった。同年七月中国は、西沙群島を飛行禁止地域に設定した。

その経過は、以下の通りであった。

一九五七年 一月 南ベトナム、西沙群島甘泉(ロバート)島で給水

中の中国漁船への発砲事件。

一九五九年 二月 南ベトナム海軍、中国漁船二隻拿捕。

三月 南ベトナム、中国に対しホアンサ群島はベトナム

領土と通告、台湾、南ベトナムに対し西沙群島は

中国領土と通告。

一九七三年 三月 南ベトナム、ホアンサ群島で中国漁船三隻拿捕。

一九七四年 一月 中国、南沙群島のフォクトウイ省管轄を非難。

一月一六日 南ベトナム軍、甘泉島で五星紅旗砲撃、続

く南ベトナム攻撃で、二〇日中国空軍の反

撃で西沙群島の南ベトナム軍壊滅、中国は

西沙群島全域を支配。

一月 インドネシア、西沙群島は中国領土と確認。

一九七五年 二月 中国、南ベトナムによる一連の南海諸島上陸事件を非難。

二月 南ベトナム、外交白書「黄沙（パラセル）群島及び長沙（スプラトリー）群島に対する外交白書」。

一九七七年～一九七八年 中国、五次にわたる南海測量。

一九七七年 六月 中国、ベトナム援助停止。

一九七八年 一二月 中国、南海諸島の主権声明。

一九七九年 四月 中国、西沙群島及び南沙群島の主権声明。

四月二四日 クアンドイ・ニヤンザン論説「祖国の領海を守ろう」。

五月一五日 人民日報記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」。

八月 ベトナム、ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権声明。

九月 ベトナム外交白書「ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権」。

一一月 中国政府文書「ベトナム政府が南沙群島及び西沙群島を中国領土として承認した二、三の文献的証拠」。

一九八〇年 一月 中国外交部文書「西沙・南沙群島に対する中国の主権は論争の余地なし」。

二月 北ベトナム、ホアンサ・チュオンサ群島の主権声明。

一九八七年 四月 中国、南海諸島の主権声明。

一九八八年 三月 中国・ベトナム、南沙群島赤爪礁で衝突。

南ベトナムから統一ベトナムへ移行した局面においても、一貫してベトナムは南海諸島に対する主権の行使及び主張を崩さなかった。一九八〇年代になっても、中国とベトナム間での主権論争は続いた。それぞれを代表する見解を、以下、摘記しておく。

一九七九年九月ベトナム外交白書「ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権」

「ベトナムのホアンサ群島及びチュオンサ群島に対する主権は争う余地がない。……にもかかわらず、北京当局者は、これら両群島は中華人民共和国のものであると要求してきた。一九七四年、……当時、ゲン・バン・チュウ政権が管理していたホアンサ群島に侵入し、これを占拠した。これは、ベトナムの主権と領土保全を粗暴にも侵犯し、踏みつける……北京当局者のあからさまな侵略行動である。そして、東海を一步一步支配し、これを独占し、ラオス・カンボジアと同様にベトナムをも衰弱させて、これを併呑し、東南アジアへの踏み台にしようとする北京の全般的陰謀の一環としてであった。その侵略行動を糊塗するために、北京当局者は、ホアンサ群島及びチュオンサ群島が中国のものであることを証明するために、多くの史料をデッチあげられ、ねじまげられている。……」

これに対する中国の反論は、一月の中国政府文書「ベトナム政府が南沙群島及び西沙群島を中国領土として承認した二、三の文献的証拠」で、まず「一九七四年以後、ベトナム当局は、その立場を逆転させた。地域覇権と拡張主義的ナショナリズムを積極的に追求して、その一貫した立場にしばしば矛盾して、中国の西沙群島及び南沙群島への領土要求を持ち出し、そして西沙群島及び南沙群島の島嶼の一部を占領するべく軍隊を送った。……これは、彼らの地域覇権のいまひとつの表現である」に始まる。その中国の立場は、以下に要約される。

一九八〇年一月中国外交部文件「中国の西沙群島及び南沙群島に対する主権は議論の余地がない」

「西沙群島及び南沙群島は、中国南海諸島の二つの大きな島群で、……近代、この二つの群島は、外国から不法に侵略・占領されたが、それによって中国に属する歴史的事実と法理的基礎を変えることができなかつた。……」

紀元前二世紀、漢の武帝時代、中国人民は、南海で航海を始め、長期にわたる航海の実践によって西沙群島及び南沙群島を発見し、さまざまな困難を克服して、続々と両群島に渡り開発経営に励んだ。三国時代（紀元二二〇—二六五年）の史書は、すでに西沙・南沙両群島の地形・知性の特徴を模写しており、元代の『島夷志略』、明代の『東西洋考』、『順風相送』、清代の『指南正法』、『海国聞見録』、及び歴代漁民の『更路簿』などの著作には、中国人民が昔から南沙群島・西沙群島に渡つた状況、両群島の位置、島礁の分布状況が記載されている。近年、西沙群島で唐と宋の時代の居住遺跡や陶磁器・鉄刀・鉄鍋など生活用具、及び明・清時代の居戸・寺院・墳墓などの歴史文物が発見された。これらの事実を、中国人民が少なくとも唐・宋以来、両群島で生活し、生産活動に従事していたことを証明している。

中国人民の西沙群島・南沙群島における開発・経営に伴い、中国の歴代政府は、両群島に対して管轄権を行使してきた。……」

領土の主権的立場は、いずれの国も変わっていない。

南沙群島海域は、二三〇以上の島・岩礁・浅瀬・砂州があり、それは八二万平方キロに及ぶ。海域の面積は三六〇万平方キロで、中国は、議論の余地のない主権地域として、一九四七年一月に一段のU字線をもって描かれ、一九五三年にこの一段線は九段線と書き換えられ、断続線ともいわれ、伝統的帰属線としてその法的根拠を設定し

表7 南海諸島の占有状況

国名	領有主張島嶼数	占拠島嶼数	駐留軍数
ブルネイ	1	0	0
中国	7	7	900～1,000
マレーシア	16	5	230～330
フィリピン	53	9	60～70
台湾	1	1	500～700
ベトナム	21	21	900～1,000

(注) フィリピンの民間研究機関Center for Intelligence and National Security Studiesが2009年に発表のデータで、マレーシアとフィリピンの理解とは一致していない。

た。この九段線以内の海域は約二〇〇平方キロで、そのうち係争地域は一五四平方キロとなっており、係争のない地域は四四平方キロに過ぎない。いうまでもなく、こうした事態が生じたのは、従前、実効的支配が欠如していたためで、その限り利害関係当事国はすべて、その南沙群島の領有権交渉にかかわる権利があるという議論が成立することになる。その関係六カ国は、台湾、中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイで、そのうち、占領行動に出していないのはインドネシアとブルネイのみである。

現状は、以下の通りになっている。

中国 六島に軍事駐留し、現在、それが著しく拡張されている。

台湾 太平島に軍事駐留している。

ベトナム 二九島嶼、一〇〇万平方キロを自国領土としている。

マレーシア 五つの島嶼、二七万平方キロを支配し、さらに、一二の島・岩

礁・浅瀬・砂州の主権を主張している。

フィリピン 九島嶼の四一萬平方キロを占領し、五三の島・岩礁・浅瀬・砂州の主権を主張している。

インドネシアは、中国によると、海上国境線から五萬平方キロのところまで入り込んでいとされるが、問題は生じていない。

ブルネイは、南通礁及び周辺三万平方キロの主権を主張している。

七. 隣接国との関係——インドネシアの領土とタイの領土

インドネシアは、南海諸島問題の直接利害関係国ではない。他方、マラッカ・シンガポール海峡当事国であり、シーレーンの関係でロンボク海峡及びスンダ海峡を抱えている。中国の主張する南海諸島の領有権とは競合関係になる。一方、南海諸島関係国とは、大陸棚画定は交渉がほぼ終わっている。但し、ベトナムは、チュオンサ群島領有の立場から、インドネシアとの大陸棚協定交渉を希望しているが、成功していない。それは、インドネシアが一九七四年西沙事件で中国の南海諸島に対する主権的立場を公式に支持していた立場にあつたからでもある。他方、この中立的立場で、インドネシアは、ASEAN諸国を主導し、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する非公式協議の開催に努力し、ASEAN平和・中立宣言の立場で、マレーシアとの共同空間を維持しつつ、一九八二年にマレーシアの提唱した、南海を「平和・中立の海」(SOPAN)とする構想を支持している¹²⁾。

インドネシアの対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

- 一九五七年 一二月 群島宣言、領海一二海里適用。
- 一九六〇年 二月 群島国家宣言、群島水域法制定。
- 一九六九年 二月 海洋の範囲に関する声明。
- 一〇月 インドネシア・マレーシア大陸棚画定協定調印。
- 一九七〇年 三月 マレーシア・インドネシア、マラッカ領海画定協定調印。
- 一九七一年 一二月 インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部・アンダマン海協定調印。

- 一二月 マレーシア・インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部大陸棚画定協定調印。
 - 一九七三年 六月 大陸棚法制定。
 - 一九七四年 一月 インド・インドネシア大陸棚画定協定調印。
 - 八月 インド・インドネシア、大ニコバル島・スマトラ間の大水域大陸棚協定調印。
 - 一九七五年 一二月 タイ・インドネシア、アンダマン海海底境界画定協定調印。
 - 一九七七年 一月 インド・インドネシア、アンダマン海及びインド洋大陸棚協定拡大協定調印。
 - 一九七八年 六月 インドネシア・タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。
 - 一九八〇年 三月 二〇〇海里経済水域宣言、九月同宣言に従う排他的経済水域の外国漁船の操業条件規則。
 - 一九八二年 二月 インドネシア・マレーシア領海・領空協定調印。
 - 一九八三年 九月 二〇〇海里経済水域法制定。
 - 一九九〇年 一二月 チモール・ギヤップ条約調印。
 - 一九九七年 三月 インドネシア・オーストラリア、経済専管水域画定協定調印。
 - 二〇〇三年 五月 インドネシア・フィリピン・マレーシア反テロ協定調印、のちカンボジア、タイが参加。
 - 二〇一一年 五月 中国・インドネシア、協調的な哨戒活動を含む、広範な防衛協力のための合同委員会設立。
- インドネシアは、一九八八年、一九九二年に続いて、一九九六年九月に第三回軍事演習を、南沙群島に接するナツツ島海域で実施しており、これには艦艇五〇隻、ジェット戦闘機四一機、兵員一万、〇〇〇人が参加した。
- インドネシアの南シナ海問題におけるインドネシアの立場は、二〇一一年二月ジャカルタの戦略国際研究センター

研究員エバン・A・ラクスマナが、以下の通り、考察している。¹³

インドネシアは領有権を主張する沿岸国ではないが、南シナ海問題に重大な関心を有しており、九段線地図に示される中国の領有権主張が約三〇〇島嶼群からなるインドネシア最大の天然ガス田のバトゥナ諸島周辺地域に及んでいるからである。一九九〇年代から、インドネシアは中国の主張につき明確な説明を求めてきたが、今日まで、十分な説明を得ていない。この戦略的に重要な地域でインドネシアが一九九六年と二〇〇八年に大規模な統合演習を実施したのは、このためである。インドネシアが、近年、オーストラリア、インド、及び米国との戦略的安全保障パートナーシップを進めているその背景には、中国の主張がある。

一方で、中国との関係は、全般的に改善されている。しかしながら、ジャカルタの指導層には、特に、中国の急速な軍事力増強、軍事における透明性の欠如、及び南シナ海における強固な姿勢をめぐって、依然として、対中不信感を根強くしている。なかんずく、南シナ海問題は、長期的な国際関係を占うリトマス試験紙となっている。

南シナ海問題は、貿易、漁業、及び天然資源開発におけるインドネシアの生命線でもある。それは、北部地域において潜在的紛争要因となっている。このため、インドネシア外務省は一九九〇年以来、南シナ海問題に関するトラック二の非公式のワークショップや専門家会合を主張してきた。これらの会合を通じて、搜索救難活動や海洋科学調査などの具体的な活動を話し合ってきた。一部専門家は、その交渉で二〇〇二年のASEAN・中国の各行動宣言の実現がもたらされた、と評価している。

南シナ海問題は、常に域内の会合において最も論議を生む問題の一つであった。この問題は、ASEANの団結にひびを入れ、時に紛争の平和的解決という「ASEAN方式」を危うくしてきた。一九七四年から二〇〇二年までの

間、中国、フィリピン、マレーシア、及びベトナムがかかわる軍事紛争は一七回生じており、このことは、中国との二国間交渉だけでなく、関係国すべてが協調しなければならないことを示している。したがって、インドネシアは、議長国として各行動宣言のさらなる履行を求め、最終的には、法的拘束力をもつ「行動規範」の実現を求めて努力する以外に選択肢は持たない¹²⁾。

なお、タイは、インドシナの接壤国で、南シナ海とは自国の領海が接しているものの、その領海は、いわゆる南海領域にまでは及んでいない。南シナ海で隣接しているマレーシアとの領海及び大陸棚問題は既に画定されている。

タイの南シナ海及びシーレーンに関連する対外文件は、以下の通りである。

一九五八年 九月 歴史的バンコク湾に関する法、タイ湾の主権設定。

一九六六年 一〇月 領海の幅員画定布告、領海一二海里適用。

一九七〇年 六月 タイ湾及びマラッカ海峡北部の基線布告。

一九七一年 二月 インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部・アンダマン海協定調印。

二月 マレーシア・インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部大陸棚画定協定調印。

一九七三年 五月 タイ湾の大陸棚設定宣言。

一九七五年 二月 タイ・インドネシア、アンダマン海海底境界画定協定調印。

一九七八年 六月 タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。

六月 インドネシア・タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。

一九八一年 二月 排他的経済水域宣言。

- (1) Chi-kin Lo, *China's Policy towards Territorial Disputes the Case of the South China Sea Islands*, London/ New York: Routledge, 1989.
- Mark J. Valencia, *China and the South China Sea Disputes: Conflicting Claims and Potential Solutions in the South China Sea*, Oxford: Oxford U. P., 1995.
- (2) 李金明「南海の九条線説線」及相關問題研究」中国边疆史地研究、二〇〇一年第二期、二〇〇一年
賈宇「南海の断統線」的法律地域」中国边疆史地研究、第一五卷第二期、二〇〇五年。
李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」境界研究、第一号、二〇一〇年。
- (3) 傅琨成『南海法律地位之研究』台北、台灣一二三資訊有限公司、一九九五年。
呂一燃「近代中國政府維護南海諸島主權的貢獻」、國立中央圖書館臺灣分館推廣輔導組編『海南暨南海學術研討論文集』台北、國立中央圖書館臺灣分館、一九九六年。
- (4) 佐藤考一「中国と「辺境」——海洋国境——南シナ海の地図上のU字線をめぐる問題」境界研究、第一号、二〇一〇年。
- (5) 傅崑成・水秉和編『中國與中國海問題——China and South China sea issues』台北、問津堂、二〇〇七年。
俞劍鴻・林重甫「中華民族在南中國海——「雙贏」或「叁贏」？一個臺灣中國人的觀點」、國立中央圖書館臺灣分館推廣輔導組編『海南暨南海學術研討論文集』台北、國立中央圖書館臺灣分館、一九九六年。
- (6) 張廷廷「太平機場地縁戰略価値」中国時報、二〇〇八年二月四日。
- (7) Yann-Huei Song, *Managing Potential Conflicts in the Douth China Sea: Taiwan's Perspective*, Singapore: Singapore U. P., 1999.
宋燕輝、遠藤利恵訳「台湾の南シナ海南沙諸島大平島における滑走路建設をめぐる論争とその政策的合意」問題と研究、第三七卷第二号、二〇〇八年。
- (8) John C. Marr, *Republic of Vietnam: Legal and Institutional Aspects of Fisheries Development*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1974.

- Trau Truong Thuy ed., *The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development*, Hanoi: Diplomatic Academy of Vietnam, 2009.
- (9) Malaysia, Jabatanarah Pemetaan Negara, Peta Menujukkan Sempadan Perairan dan Pelantar Benua Malaysia, Kuala Lumpur: Diterbitkan oleh Pengarah, Pemetaan Negara, 1979.
- (10) A. Sasekumar, *Malaysia*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1980.
 Mark J. Valencia, *Malaysia and the Law of the Sea*, Kuala Lumpur: ISIS, 1992.
 佐藤考一「スペインとフィリピン諸島問題と「ミンダナオ」東亜」一九九九年二月号。
- (11) E. D. Gomez et al., *Philippines*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1980.
 Aileen San Pablo-Baviera ed., *The South China Sea Disputes: Philippine Perspectives*, Quezon City: Philippine-China Development Resource Center/ Philippine Association for Chinese Studies, 1992.
 Ulises Granados, "Ocean Frontier Expansion and the Kalayaan Islands Groups Claim: Philippines Postwar Pragmatism in the South China Sea," *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 9 No. 2, 2009.
- (12) Apriliani Soegiarto, Indonesia, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1974.
 Rizal Sukma, "South China Sea Conflict: A Challenges to Indonesia's Active Foreign Policy," *The Indonesia Quarterly*, Vol. 19 No. 4, 1991
 Rizal Sukma, "Indonesia and the South China Sea: Interests and Politics," *The Indonesia Quarterly*, Vol. 20 No. 4, 1992..
- (13) Eyan A. Laksmana, Jakarta Eyes South China Sea," *Web: The Diplomat.*, 23, 2011「南シナ海問題——トランプ政権の関心」海洋安全保障情報 二〇一一年二月号。

三 南シナ海の管轄と安全保障

一・中国の南海戦略

中国は、一九九二年二月領海及び接続水域法を制定して、南海諸島を自国領土と確認し、領海侵犯に対処するとした。その規定は、以下の通りであった。

第一条 中華人民共和国の領海に対する主権及び接続水域に対する管轄権を行使し、国家の安全渡海洋の權益を擁護するため、本法を制定する。

第二条 ……中華人民共和国の陸地領土は、中華人民共和国大陸及び沿岸島嶼、台湾、及び釣魚島を含む、その付属各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島、並びにその他いっさいの中華人民共和国に付属する島嶼を含む。

そして「領海基線から陸地側に向かう水域は、中華人民共和国の内水である」と規定され、第三条で、「領海幅は、領海の基線から測定して一二海里とするとしている。そして、次の規定が盛り込まれた。

第七条 外国潜水艦及びその他潜水船舶が中華人民共和国の領海を通過する際は、海面上尾を航行し、かつその旗を掲げなければならない。

第八条 外国船舶が中華人民共和国の領海を通過する場合は、中華人民共和国の法令に従わなければならない、中華人民共和国の平和、安全、及び良好な秩序を犯してはならない。

第一四条 中華人民共和国の關係主管機関は、外国船舶が中華人民共和国の法令に違反したと認める十分な理由が

あるときは、当該外国船舶に対し追跡を行うことができる。

この領海法の公布・施行で、同九二年の非公式協議で、ASEAN諸国は中国に対し、その適用の意図につき糺すという事態が生じた。ASEAN諸国は中国に極めて強い不信感をみせた。その結果、武力の不行使と沿岸国の自制、航行の安全を謳ったASEAN南シナ海宣言が成立した。したがって、中国は、南海諸島では、領海法における管轄権の行使を限定された。

そして、一九九六年五月国連海洋法条約の批准で、中国大陸から一二海里の領海範囲、特に西沙群島の領海範囲の適用を明確にした。それとともに、中国南海諸島に対する九条断絶線説が提起されるところとなった。

その一九九六年声明は、「中華人民共和国は海洋の向か合う国又は隣接した沿岸国との協議を通じ、国際法に基づく公平な原則により、それぞれの海洋管轄権の範囲を定める」とあった。但し、南沙群島及び中沙群島に関する基線はもられず、西沙群島に関して、中国本土から独立した集団として、北西端の北礁、東方の宣徳群島、東南東の東島、西南南の波花礁、西南西の中建島を結ぶ線の地域が設定された。その群島理論の適用は、ベトナムもフィリピンも反発したが、その中国の基線適用は実効的支配を確認していた。その群島理論は、中国のような大陸国家ではその適用が妥当かどうかの議論も提起された。¹⁾

この中国海洋戦略は、台湾戦略、太平洋戦略とともに、以下の海洋戦略の強化にある。

- ① 中国の海洋における管理空間の強化・拡大。
- ② 東シナ海及び南シナ海における領有権の主張と支配拡大。
- ③ シーレーンに対する保護能力の拡大。

④ 大国としての海洋基地抑止力の貫徹強化。

一九九四年五月に南沙・西沙諸島海域での軍事展開が始まり、そして二〇〇六年以降、核戦力の強化とともに、米国に対抗して、南海艦隊が中国の支配する南沙群島海域における米国軍事測量船を追跡し監視する定期巡航を遂行している。

これに従事する南海艦隊の基地は、海南島の南部、南海諸島に面した三亜で、亜龍湾東岸にある。その一帯は、軍事管理地域で、潜水艦の出入りが激しい。二〇一一年一二月一三日解放軍報に南海艦隊の潜水艦部隊の訓練記事が初めて掲載され、魚雷発射訓練の成功が報じられた。射程距離八、〇〇〇キロの弾道ミサイル搭載の「普」型原子力潜水艦巨浪二が五隻、配備されている。^① 南海に面する山頂には、レーダー基地がある。^②

二〇一一年一二月中国共産党中央軍事委員会が起草した内部資料、南シナ海戦略の要点は、以下の通りである。

第一段階 「絶対安全水域」としてのシーレーン確保。

第二段階 石油・天然ガスの開発。

第三段階 米軍の影響力排除と南海の聖域化。

要するに、中国の意図は、南シナ海の内海化であり、その認識は、東シナ海の第一列島線における東海艦隊の支配確立と連関している。いかえれば、歴史的に中国固有の海域を回復するというものである。崔天凱中国外交部副部長が二〇一〇年七月、「二三〇万平方海里の海の領有権はチベット、台湾と同じく、北京に属する」と発言したとワシントン・ポストが報じた記事を引用して、オーストラリア国防大学教授カーライル・セイヤーは、南シナ海分析で、「海南島と周辺地域は中国の核心利益である」と断定した。^③

中国海軍は、以下の三段階を経て、外洋に海軍艦艇を展開できるまでにいたっているが、南海海域では、一九八七年以降、著しい⁽⁴⁾。

第一段階 一九五〇年代～一九六〇年代 海軍の創設、沿岸防衛。

第二段階 一九七〇年代～一九八〇年代 近海防衛。

第三段階 一九九〇年代～現在 外洋行動展開。

その南海における主要な軍事演習は、以下の通りである。

一九八七年 五月～六月 南沙群島海域で軍事演習。

一九八八年 八月 南沙群島海域で軍事演習。

一九九〇年 一〇月 中国、西沙群島海域で軍事演習。

一九九四年 五月 中国、南沙・西沙群島海域で軍事展開。

二〇〇一年 四月 中国海南島上空で米軍偵察機と中国軍戦闘機の接触事件。

二〇〇六年 南海艦隊の南沙群島定期巡航。

二〇一一年 六月 南海で最大級の軍事演習、広州高蘭港から海巡三一隻参加。

中国の南海諸島政策文件は、以下の通りである。

一九九二年 二月 領海法。

一九九六年 五月 西沙群島などで領海基線適用実施、外国船による海洋の科学的な調査管理に関する中華人民

共和国規則。

二〇〇二年 五月 南海地域に漁業禁止地域設定。

二〇一一年 六月 南沙群島の石油探査活動の中止警告。

二〇一一年 一二月 中国共産党中央軍事委員会、南シナ海戦略作成。

二〇一二年 六月 南海の海南省管轄解除、三沙市の管轄と決定、政府庁舎は永興島に設置。

二〇一二年六月の決定は、自国領土として自治体を設立し、その統治を明確化した意義がある。

二・ASEAN・中国交渉／ベトナム・中国交渉

南シナ海を内海とするASEAN諸国は、インドネシアの主導で、一九九〇年以降、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する関係国非公式協議に取り組み、中国とのあいだでの協議を追求してきた。そのインドネシアの方策は、ドナル・フォーミュラによる非軍事化にあった。この会議を通じて、ASEAN諸国の共通理解と共同行動の基礎が確立された意義は大きかった。かくて、一九九二年七月ASEAN南シナ海宣言が採択されて、かくて信頼醸成の促進が確認され、中国とのあいだで二〇〇二年一月中国・ASEAN南シナ海各行動宣言が調印された。

一九七二年南シナ海宣言は、要旨以下の通りであった。

1. 領海・主権・領有権問題を平和的手段によって解決する。
2. すべての当事国は自制する。
3. 直接関係国は、海洋の航行・通信の安全・その他の協力の可能性を追求する。
4. 南海の管理取決めに当たっては、東南アジア条約協力条約の精神を適用する。
5. すべての当事国は、この宣言に盛り込まれた精神に賛同する。

二〇〇二年各行動宣言は、以下の原則にあった。

—— 国際法の原則を確言する。

—— 各関係当事国は、信頼醸成の方途をとる。

—— 南シナ海でのいっさいの航行の自由を尊重する。

—— 平和的な司法的紛争解決に着手する。

—— 究極的な平和的な司法的紛争解決に先立ち、人道的扱いの確保、航海の安全などを図る。

いよいよ、局面は、当事国間の交渉という実務へと移った。資源共同調査に、中国は同意した。

さらに、ASEANは、二〇〇一年の九・一一同時多発テロで、テロリズムに対抗するための共同行動をとった。その経過は、以下の通りであった。

一九九〇年 一月 南シナ海の潜在的紛争の管理に関係国非公式協議開催、一九九五年一〇月第六回会議まで開催。

八月 李鴻中国総理、シンガポールでASEAN諸国に対し南海諸島の領有権棚上げを提唱、ベトナム、歓迎。

一九九二年 六月 バレンシア、南シナ海の潜在的紛争の管理に関係国非公式協議でスプラトリー条約（草案）提出。

七月 ASEAN南シナ海宣言。

二〇〇二年 十一月 ASEAN首脳会議、中国・ASEAN南シナ海各行動宣言調印。

二〇〇四年 九月 フィリピン・中国、南海の石油・天然ガス共同調査で合意。

二〇〇六年 三月 フィリピン・中国・ベトナム、南沙群島周辺地域の石油・天然ガス共同調査で合意。
二〇〇九年 三月 米海軍海洋調査船事件。

関係当事国ベトナムは、中国の干渉をいかに排除するかを課題とし、資源開発と海洋防衛を強化してきたが、中国としても、ASEAN枠組みにおけるベトナムの存在は無視できなかつた。その中国・ベトナム交渉は、一九九二年始まり、その交渉で、二〇〇〇年十二月トンキン（東京）湾排他的経済水域・大陸棚画定協定が成立し、同協定は二〇〇四年六月批准された。こうして、衡平の分割と共同開発の海洋秩序の先例が成立したことで、二〇一一年一月中国とベトナムは、海洋における紛争解決に関する基本原則協定に調印し、境界画定交渉のため政府レベルで年二回の定期協議、及び特別協議の開催につき、合意した。

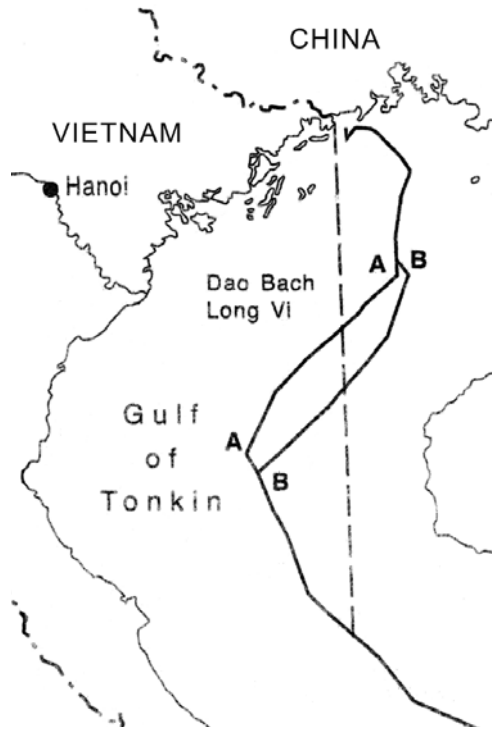
但し、この二〇〇〇年協定は、中間線の設定で、ベトナムが大きく妥協していた。というのは、トンキン湾（北部湾）では、海南島寄り近くに海溝が存在しているからで、中国はベトナム大陸棚に大きく進出した形となり、国際判例に照らして妥当でないとの見解があるからである。そこには、ベトナムの大陸棚にあるトンキン湾（北部湾）は「中国の海」だという説が成立したことになった。

同協定第一条第二項は、以下の通り、規定している。

「この協定の下で、北部湾は、東は中国雷州半島及び海南島海岸より、西はベトナム大陸海岸により、南は中国海南島莺歌嘴の最突出点、北緯一八度三〇分一九秒、東経一〇八度四一分七秒に接し、北緯一六度五七分四〇秒、東経一〇七度〇八分四二秒の地理座標に定めるベトナム海岸の昏果島を横断する半閉鎖湾である。」

続いて、第二条で二二点の座標を設定して分割を画定し、以下の通り、規定した。

図6 トンキン湾に対する中国とベトナムの要求



（出所） Victor Prescott & Clive Schofield, *The Maritime Political Boundaries of the World*, Leiden/ Boston: Martinus Nijhoff Publisher, 2005, p. 593.

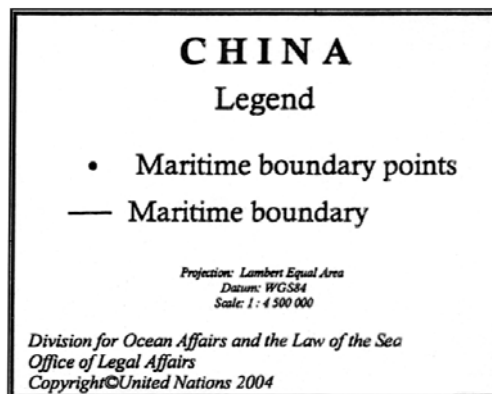
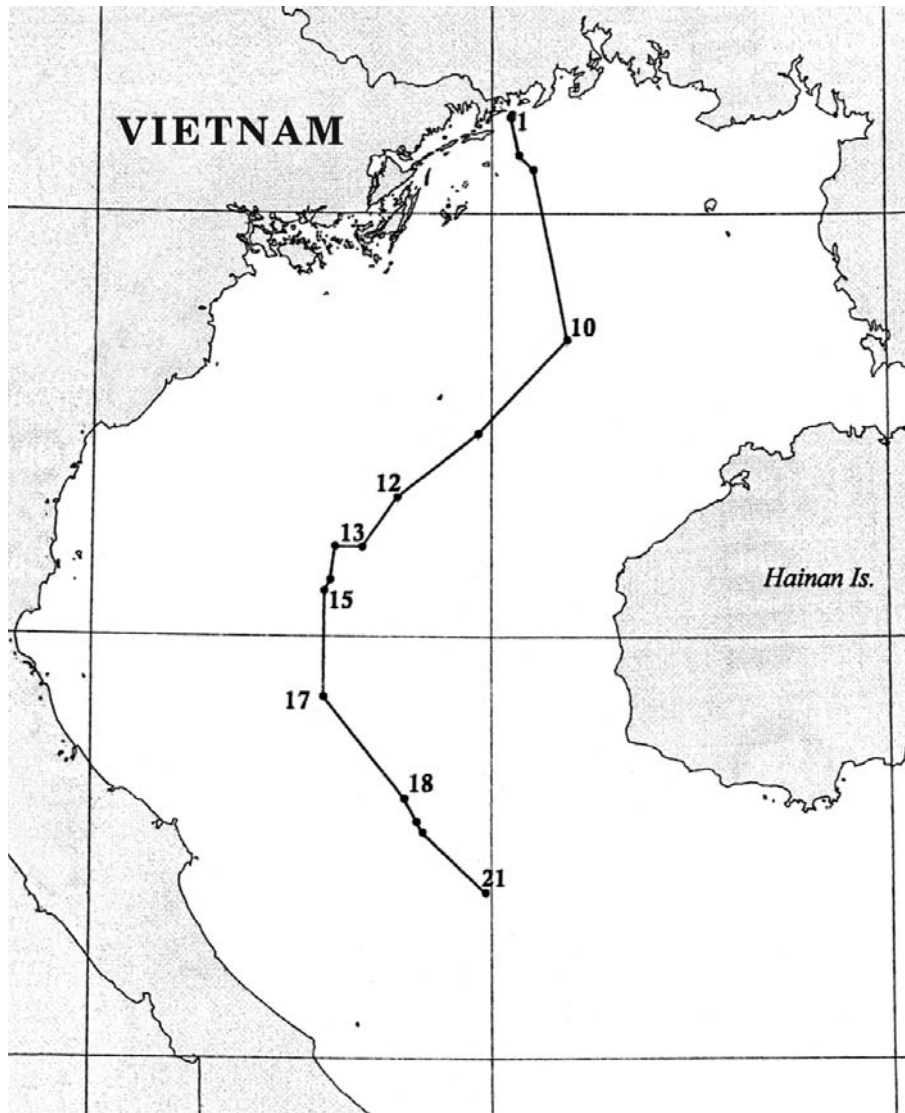
（注） A-Aは2000年協定の配分線、B-Bはトンキン湾の中間線、縦線は1887年条約の東経108度03分18秒線。

第六条 両締約国は、この協定に定める通り北部湾において、それぞれの領土、排他的経済地帯、及び大陸棚に対する主権、主権的権利、及び相互の管轄権を代表するものとする。

第七条 この協定の第二条に定める画定線を越えた、いかなる石油又は天然ガスの単一地質構造又はいかなる性状の処理も、両締約国は、構造、分野、又は処理において最上に有効とされる開発と並んで、かかる開発から生じる利益の公平な分配がなされる方法で、友好的な協議を通じて合意に達するものとする。

第八条 両締約国は、北部湾の生命体資源の適切な利用及び適切な開発に関して、そして北部湾の両国の排他的経済地帯における生命体資源の保存、運営、及び利用に

図7 2000年トンキン湾排他的経済水域・大陸棚画定中国・ベトナム協定のトンキン湾分割



(出所) *Law of the Sea Information Circular*, Losic No, 21, New York: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea Office of Legal Affairs, United Nations, April 2005,

関する協力活動に関して、協議を進めるものとする。

以後、新しい局面は移った。

二〇〇四年 四月 ベトナム、チョオンサ観光ツアー実施。

二〇〇五年 七月 ASEANと中国、南シナ海紛争解決に向けた作業部会設置合意。

二〇〇六年 一〇月 ASEAN・中国首脳会議、二〇〇二年中国・ASEAN南シナ海各行動宣言の履行合意。

二〇〇七年 七月 南沙群島で中国艦艇とベトナム漁船銃撃事件、両国、北京で協議。

二〇〇八年 一月 トンキン湾で操業中の中国漁船に対するベトナム漁船発砲事件。

二〇一一年 一〇月 中国・ベトナム、海洋における紛争解決の基本原則協定調印。

二〇〇四年四月実施の観光ツアーは非軍事化による支配確認の示威であったが、関係国による支配の恒久化方策とみた厳しい非難から、直ぐにも中止された。

二〇一一年七月中国とASEANは、行動宣言の履行に関する指針に合意した。中国代表は、対話の継続と協力の強化のための好ましい出発となったと総括した。その指針は、(1)行動宣言調印国は対話と協議を継続する、(2)行動宣言に規定された活動又はプロジェクトを確認する、(3)活動又はプロジェクトへの参加は自由意思とする、を骨子としていた。

そして同一一年一〇月成立した基本原則六項目は、以下の通りで、その発想はインドネシアとマレーシアのASEAN原則にある。そこでは、南シナ海をベトナム語の東海という用語を使用している。

1. 東海は「平和・友好・協力の海」とする。

2. 国際法に従う、長期的な解決を目指す。
3. 交渉は、ASEANの各行動宣言に従う。
4. まず過渡的かつ暫定的な措置の協議に入る。
5. トンキン湾の境界協定を加速化し、海洋科学調査を促進する。
6. 年二回の定期会談、必要ならば特別会談を開催する。

但し、その展望は、現実の支配進行とともに極めて難しい。もつとも、大規模な戦闘をもつて現状が変更する意図も方策展望も、中国の選択にはない。⁵⁾

二〇一二年六月中国に対抗して米国に接近してきたベトナムは、スプラトリー群島とパラセル群島の領有権を定めた海洋法を制定した。これは中国の三沙市設立に対抗したもので、大陸棚・排他的経済水域を新たに規定しており、二〇一三年一月の施行でその主権と管轄を明記し、新しい事態に対処するものであった。それで、中国は、軍事拠点の確立に入ることになる。

三. フィリピンの南シナ海領海と安全保障

フィリピンは一九八九年三月南シナ海決議で、交渉による解決へと方向を転換した。

このため、フィリピン首脳は、たびたび中国を訪問し、外交交渉を重ねてきたが、一九九五年二月中国はカラヤーン島ミスチーフ礁（美濟礁）に軍事施設を建設した。そして八月中国との間で、八項目の行動基準の原則に合意した。その要点は、以下にあった。

——国際法の原則により双方の紛争を解決することに合意する。

——海洋資源の保護、航行の安全などにつき、協力の推進に合意する。

——紛争は直接の関係国によって解決し、南海の自由航行に影響を及ぼさない。

それは、フィリピンが地域協力の枠組みによらず、当事者解決の立場をとり、権益の維持と防衛能力の強化にあった。いいかえれば、フィリピンは、インドネシアによる非公式協議が続いていたにもかかわらず、その政策は、同年二月ミスチーフ礁事件と一九九五年三月二国間実務交渉での決裂もあつて、対話から対決への政策転換にあつたからである。一方で、中国は、一九九八年一月美済礁での工事建設が確認される一方、フィリピンは二〇〇五年以降、中国艦艇の巡航拡大に対応して防衛の強化に転化した。そして、同〇七年に海洋安全保障のため The Commission on Maritime and Ocean Affairs を創設した、さらに、二〇一一年九月これに代え、海域防衛のための新機構、National Coast Watch System を創設した。そして、フィリピンは、南シナ海を西フィリピンと改称した。

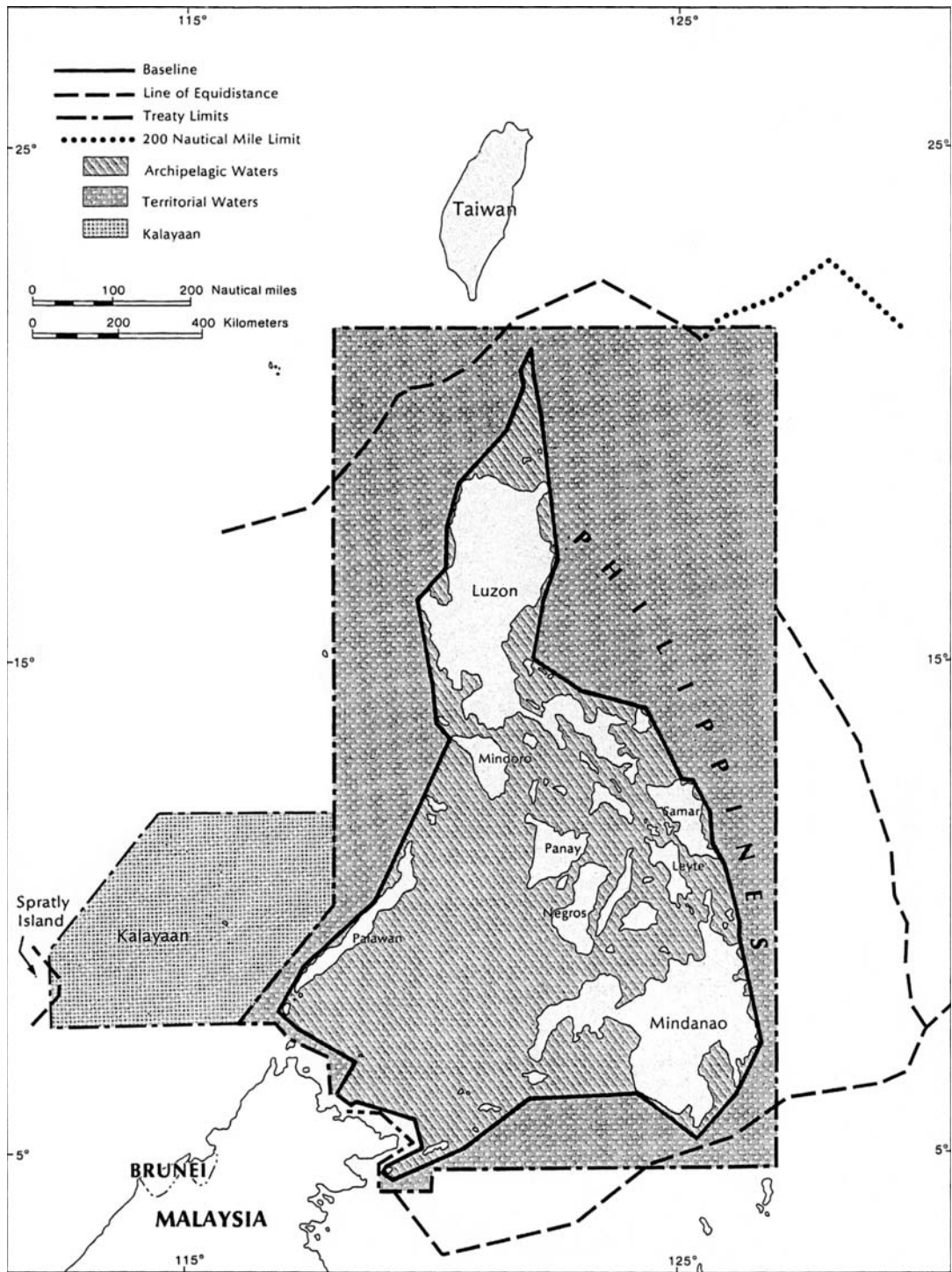
このため、フィリピンは、安全保障上、米国のプレゼンスを受け入れてきているというのが、現在の立場である。その経過は、以下の通りである。

- 一九八七年 一月 中国、フィリピンに対し南海主権放棄を要求。
- 一九八九年 三月 フィリピン下院、南シナ海平和解決フォーミュラ決議採択。
- 一九九〇年 一月 カラヤーン群島、防空演習。
- 一九九三年 四月 中国・フィリピン首脳交渉、双方は南海問題で対立。
- 一九九五年 八月 中国・フィリピン、八項目行動基準の原則の共同声明。
- 一九九七年 四月 中沙群島でフィリピンが五星紅旗引下ろし事件。

- 一九九九年 七月 南沙群島でフィリピンが中国漁船発砲事件。
- 二〇〇〇年 五月 エストラダ・フィリピン大統領、中国訪問、南海問題の平和解決で合意。
- 二〇〇一年 一月 中国漁船の侵犯でフィリピンの発砲事件。
- 二月～七月 フィリピン・米国合同軍事演習。
- 二〇〇四年 二月～三月 パラワン沖での初のフィリピン・米国合同軍事演習。
- 二〇〇七年 フィリピン海洋安全保障を強化。
- 二〇〇九年 三月 領海基線法制定。
- 二〇一〇年 三月 中国、米国に対し南海諸島の「核心利益」を公式通告。
- 二〇一一年 二月～五月 中国、フィリピン支配の島嶼で調査活動、杭の設置。
- 七月 フィリピン、南シナ海問題の国際海洋法裁判所提訴を提案、中国は拒否。
- 八月 フィリピン、南シナ海を西フィリピン海と改称。
- 八月～九月 フィリピン大統領アキノ三世、訪中、海洋をめぐる紛争の平和解決を確認。
- 九月 フィリピン、南シナ海ガス田防衛の強化。
- 九月 フィリピン、国家沿岸防衛機構創設。

二〇一一年八月ヘリテージ財団の調書「海洋防衛の大義における米国・フィリピン・パートナーシップ」は、米国は、南シナ海における中国の行動を視野に入れた海洋防衛を二〇〇五年以降、進めており、フィリピン南部に米軍が使用可能な前進拠点を維持し、米海軍と空軍は、パラワン島フィリピン空軍基地の使用をも認めた、述べている。⁽⁶⁾

図8 フィリピンの拡大された領海



南シナ海の安全保障と戦略環境 (二・完) (浦野)

七九 (二三三)

(出所) Josef R. Morgan & Mark J. Valencia eds., *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Honolulu: East-West Environment and Policy Institute/ Berkley: Univ. of California Press, 1983, p.50.

フィリピン平和研究所ロンメル・バランオイ教授は、二〇一一年六月二四日フィリピン・スターの論説「スプラトリーにおける冷戦の顕在化」で、南沙群島をめぐる米中間に冷戦が顕在化しつつあり、その端緒は二〇〇九年三月米調査船インペカップル号妨害事件であった。米国は航行の自由など南シナ海における国益を明確化しており、一方、中国は南シナ海をチベットと並ぶ核心利益と位置づけており、米国は、域内の同盟国に対する軍事支援を保障しながら、紛争の平和解決に関与していく、と論じた。そして、フィリピンは、米国の同盟国として、米国の側に立つことは自明で、米中冷戦がピークに達したとき、フィリピンは代理戦争に巻き込まれる覚悟があるのか、とも問いかけた。^⑦

同年七月一日カナダ・アルバータ大学中国研究所のノン・ホントウエンタン・ジアンは、論説「南シナ海への米国関与の中国パーセプション」で、核心利益（core interest）、航行の自由、及び南シナ海問題解決メカニズムをキーワードに、双方の間には、コミュニケーション・ギャップが高まりつつあると指摘した。その論点は、以下にある。^⑧

「核心利益」——この用語は中国人は使用していないとしつつ、「平和的解決が中国の核心利益とする」中国の公的立場を、米国や日本のメディアが曲解したといい、これに対応する米国の対応は「領有権問題の解決は米国の国益である」（二〇一〇年七月二三日クリントン米國務長官のハノイ発言）である。

「航行の自由」——中国は、「南シナ海における航行の自由」を米国の「国益」としたクリントンに反発し、米国が航行の自由は米国のプレゼンスであつて、軍事的優位と政治的影響力にはかならないとみている。中国の排他的経済地帯における米調査船妨害事件がそれを証明しているという解釈がそれである。

「南シナ海問題解決メカニズム」——中国は、米国の南シナ海問題への関与に懸念を示しており、問題の国際化に反対してきた。中国は、その国際化は国際的に受け入れられる法規で自らの規制を縛ってしまうことになるので、

中国としては、それを拒否するとする立場にある。これに対し、米国は、国際化に対する中国の反対は、国際的な海洋問題を非国際化する試みに等しい、と解している。

ここに、南シナ海問題のギャップが内在しており、米国の圧力論議が展開される一方、主題はその解決を失ってしまふという危機が生じてしまっていないか、というのが現状である。

四・南シナ海における米国の立場

最後に、南シナ海問題に対する米国の立場について、要約しておく。

米国は、ベトナム戦争を通じベトナム本土から一〇〇海里を作戦区域としてきた。そして、パラセル群島の領空侵犯を日常化した。ベトナム戦争以後は、原則として、米国は南海問題に介入していない。一九九五年五月の国務省声明で、「南シナ海のさまざま島嶼・岩礁・珊瑚礁・岩礁をめぐり対立する主権要求に対しては、法的価値の立場になり」としていた。そこでの米国の期待は、ASEANの南シナ海宣言及び各行動宣言で活かされた。但し、一九五七年五月以降、台湾の同意で、米国は南沙群島にレーダー施設を維持してきている。

二〇〇〇年九月シンガポールと米国の両海軍は合同軍事演習を実施した。これは一九九五年以来、毎年、限定的に実施されたところで、同年の協定で米艦船のシンガポール寄港が可能となり、米軍の南シナ海域での補給が開始され、二〇〇一年三月米空母キティホークがシンガポールのチャンギ海軍基地に初寄港した。なお、米国の偵察行動は、二〇〇一年四月海南島事件にもかかわらず、続いた。

そこでの米国の基本的立場は、航行の自由の主張にあつて、南海の領有権紛争は第三者の立場にあつたが、中国の軍事行動が高まるとともに、警戒を深めるようになり、航行の自由の原則をもって、国際社会で中国を牽制する行動

をとった。その動向は、以下の通り確認できる。

二〇〇九年三月海南島沖合で米海軍所属の民間海洋調査船インペカップル号に対する中国艦艇、中国海軍の海上漁業局及び国家海洋局の情報収集艦二隻による妨害事件が起きた。米国は、海洋法の適法な利用に従っていると見ていたが、それは中国の排他的経済水域である場合は、沿岸国の同意が必要となる。それが事前通告の海洋調査ではなく軍事調査であると米国が主張すれば、沿岸国の停止要求をどこまで認めるかは、沿岸当事国の判断によるしかない。以後、例えば、二〇一〇年三月訪中したスタインバーク米國務副長官に対し、中国高官は、米艦船の行動に対して「南海は中国の核心利益」であることを確認し通告した。

それ以前、二〇〇九年七月米上院外交委員会公聴会で、ジム・ウップ議員は、「米国のみが、中国がもたらしつつある域内の不均衡を是正できる実力を備えている」と発言していた。

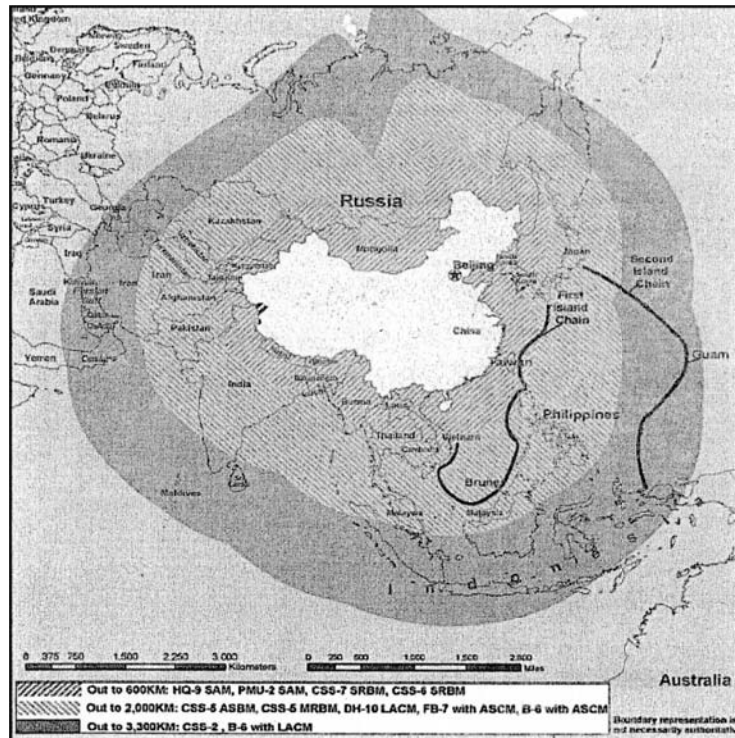
二〇一〇年九月オバマ米大統領は、温家宝中国総理に対し「南シナ海における航行の自由」を強調した。

二〇一一年六月シャングリラ会議で、梁光烈中国国防相が南シナ海の全般的状況は安定している」と発言したが、それに対し、ロバート・ゲーツ米国防長官は、「今後五年間、米国の影響力は変わらない」と発言して、中国の行動に釘を刺した。同六月米国・中国アジア・太平洋協議で、カート・キャンベル米國務次官補は、南シナ海の米国の航行の自由を主張した。同月米国・フィリピン外相会談で、「航行の自由は米国の国益」と確認した。そして、同六月米上院は、南シナ海問題での中国の行動を非難し、紛争の平和的解決を求める決議を採択した。

この文脈で、米国は、南海諸国に対する能力構築に貢献している。その米国の活動は、以下の通りである。

二〇一〇年 八月 米軍、ベトナム海軍と南シナ海で合同演習。

図9 中国のA2 / AD能力



(出所) *Annual Report of Congress: Military and Security Developments involving the People Republic of China 2011*, Washington,DC: USGPO, Aug. 2010.

二〇一一年 六月 米軍、フィリピン海軍とス

ルー海で合同演習。

七月 米軍、ベトナム軍と合同演習。

二〇〇六年、ジョンズホプキンス大学の論文「南シナ海における中国のキューバ化」で、マハン理論を適用する形で、中国は南シナ海を米国にとってのカリブ海と同様であるとした⁽¹⁰⁾。この分析から、それは、中国のA2 / AD（アクセス拒否・海域防衛戦略）と把握され、太平洋から南シナ海へ至る第一列島線の拡大延長となった。そして、この認識は、米国防総省報告『中国人民解放軍の軍事及び安全保障の進展二〇一一年』で公式に確認された⁽¹¹⁾。

「中国のA2 / AD能力は、西大西洋を含む中国の外縁部に対する敵のアクセスを制限し又は規制することを狙いとしており、対艦弾道ミサイル（ASBM）・潜水艦・水上戦闘艦・海上攻撃機な

ど各種兵器システムによって沿岸から一、〇〇〇海里を超える海域で敵の水上戦闘艦に対処できることになろう。」
「中国のA2/A D能力を強化するための海空軍力の行動範囲の拡大は、米国による西太平洋での前方展開とパワー・プロジェクション能力に挑戦する構造を作り出し、さらには、地域の軍事バランスを不安定にしている。」
米国防総省は、二〇一〇年二月新たな空海統合構想を、QDR二〇一〇で提起し、「米国の行動の自由に挑戦する高性能のA2/A D能力を備えた敵を打破するために、空・海・地上・宇宙・サイバー空間にわたる統合能力を発揮する空・海戦力の運用につき検討し、戦力計画として、以下の点を提起した。

- 長距離攻撃能力の拡充、
- 海面下作戦対応力の強化（無人潜水艦の開発）、
- 前方展開戦闘能力及び基地施設の対抗強靱性、及び即応態勢の強化、
- 宇宙アクセス及び宇宙アセット利用の強化、
- C4ISR対抗強靱性の強化、
- 敵のセンサー及び戦闘システムの破壊、
- 在外米軍のプレゼンスと即応態勢の強化など。

中国が南海の内海化実現へと向かうなか、米国は、ASEAN諸国、特にフィリピンとの協調をとる一方、中国との二国間対話を続行し、中国、ASEAN諸国、及び米国の三角形力学による対立と協調の戦略的構図を展開している。二〇一一年六月一四日米エンタープライズ研究所のオースチン日本部長は「ウォール・ストリート・ジャーナル」論説で、「中国は南シナ海で自制しなければならぬ」、米国は、現在の安全保障上のコミットメントを維持する

とともに、合理的な行動基準を支持行動する以外に選択はない、と述べた。要点は、以下の通りである。¹²⁾

1. 北京は、ベトナムとフィリピンに中国が領有を主張する海域の石油探索行動を行わないよう、警告する。五月に中国海軍艦船がベトナム地震探査船の探査ケーブルを切断した。国際社会は、中国が領有権紛争を自ら満足していくように解決するためには、増大する軍事力の行使になんら躊躇しないことにつき、懸念すべきである。

2. 中国は、ここ一〇年間、ワシントンの決意がどうか、ということを試してきた。アジア諸国と米国は、中国の強まる自己に対処する方策を見出しえないでいる。少なくとも三つの理由から、これに正しく対処することが重要である。①近隣諸国は、中国に従わざるを得ない状況を作している。②中国は近隣諸国を威嚇しても妨害しても咎められないほどに、地域が不安定化し、合意はますます難しくなってきた。③中国の威嚇に対するベトナムの対応が示すように、小国は、いつも小国が脅かしに屈するというわけでない。

3. 中国は、既にインド・太平洋地域で軍拡競争を拡大遂行している。アジア諸国は、米国の立場に立つて中国との均衡を考えている国はなく、将来の国防水準は削減するしかない。

4. 結局、米国は、中国に対する関与を続けながら、現在の安全保障上のコミットメントを維持するとともに、合理的な行動の基準を支持していくしかない。アジア大陸の周辺地域は大荒れになりつつある。中国が大国としての尊厳を得たいと望むのであれば、自らの要求を抑え、自制心を持つことを学ばねばならない。

以上は、米国の南シナ海問題における現下の究極的な立場を明らかにしている。

南シナ海問題は、現在、新しい海洋レジームが追求され展望される一方、その領土管轄をめぐる拮抗は、よりいっそう高まっている。中国の南海諸国への断続説の適用をめぐる議論は、そうした中国の認識を反映している。

- (1) 「中国海軍三亜核潜艦基地 威脅南海均勢」自由時報電子報、二〇〇八年五月六日。
- (2) 安田淳「中国の航空管制と安全保障に関する一試論——南シナ海の「三亜飛行情報区」を例として」国際情勢、第七七号、二〇〇七年。
- (3) Carlyle A. Thayer, *Recent Development in the South China Sea: Grounds for Cautious Optimism?*, RSIS Working Paper, No 220, S. Rajaratnam School of International Studies 14 Dec. 2010.
- (4) 平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出」上・中・下、国防、一九九一年二月号、一九九二年一月号、二月号。平松「南沙群島をめぐる中越紛争と中国海軍」三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所、一九九三年。岩崎繁美「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」防衛学研究、第一六号、一九九六年。岩崎「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」上・下、波涛、第二三卷第五号、第六号、一九九八年。佐藤考一「南シナ海紛争と中国」海外事情、二〇一一年四月号。
- (5) Mark Albert Hoyt, *Sino—Vietnamese Interests Collide in the South China Sea: a Case Study of the Disputed Parcel and Spratly Archipelagos*, Ann Arbor: UMI Dissertation Services, 1994.
Victor Prescott, *Limits of National Claims in the South China Sea*, London: Asean Academic Press, 1999.
Wu Shicun & Zou Keyuan eds., *Maritime Security in the South China Sea: Regional Implications and International Cooperation*, Farnham: Ashgate, 2009.
- (6) Renato C. De Castro & Walter Lohman, *U. S. Philippines Partnership in the Cause of Maritime Defense*, Background, The Heritage Foundations, August 8, 2011. 共同執筆者のカステロ教授はラサール大学教授でもある。
- (7) Rommel Banlaoi, “Emerging Cold War in the Spratlys,” *The Philippine Star*, June 24, 2011.
- (8) Nong Hong & Wenran Jiang, “Chinese Perceptions of U.S. Engagement in the South China Sea,” *Web, China Brief* Volume: 11 Issue 12, July 1, 2011.
- (9) 下山憲二「南シナ海における米国海洋船に対する妨害事件」防衛法研究、第三三号、二〇〇九年。

これら調査をめぐる議論は、以下をみよ。

田中則夫「EEZにおける科学的調査の停止・終了要求」、奥脇直也「排他的経済水域の軍事調査」、坂元茂樹「排他的経済水域での沿岸国の同意なき海洋の科学的調査——政府公船の場合の対応」、海洋法制研究会編『快癒の科学的調査と国際法上の問題点』日本国際問題研究所、一九九八年。

- (10) Johns Hopkins University, “China’s Caribbean in the China Seas,” *The School of Advanced International Studies Review*, 2006.
- (11) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report of Congress: Military and Security Developments Involving the People Republic of China 2011*, Washington, DC: USGPO, 2011.
- (12) Michael Austin, “Turbulent Waters in the South China Sea,” *The Wall Street Journal*, June 14, 2011.

